

かながわブランド品登録要領

かながわブランド振興協議会（以下、「協議会」という。）が販売促進を図るかながわブランド品の登録に関する要領について、次のとおり定める。

（かながわブランド品の定義）

第1 かながわブランド品とは、県内で生産される農林水産物及びその加工品のうち、「第3登録要件」を満たし、販売促進に意欲的に取り組むこととして登録した品目をいう。

（申込資格）

第2 かながわブランド品の登録審査申込みの資格を有する者（県内にその生産及び経営の本拠地を置いていることを必要とする。）は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- (2) 漁業協同組合及び県漁業協同組合連合会
- (3) 農事組合法人
- (4) 生産組合等農林漁業者で構成される任意団体
- (5) 農林漁業者又は農業協同組合等が出資又は経営参加している法人、ただし、出資にあつては、その法人の資本金の2分の1以上を、また経営参加にあつては、その法人の議決権を持つ役員数の2分の1以上をそれぞれ占めていることを必要とする。
- (6) 製造・加工業等を営む法人及び任意団体（ただし、かながわブランド品を主な原材料とした加工品の登録審査申込みを行う団体に限る。）
- (7) その他、協議会が申込資格を有すると認めた法人及び任意団体

2 前項(6)の法人及び任意団体は、登録審査申込みに当たり、主な原材料として使用するかながわブランド品を所管する団体からの推薦を「かながわブランド品登録推薦書（様式1号）」により受けなければならない。

（登録要件）

第3 かながわブランド品として登録する品目は、原則として次の要件を満たすことを必要とする。

1 基本要件

(1) 組織的生産体制の確保

消費者ニーズに的確に対応した生産及び販売対策に組織的に取り組んでいる品目であること

(2) 商品に関する信頼性の確保

次の各項目に適合しており、かながわブランド品としての信頼性が確保できること

ア 商品特性

県民にアピールできる安全性、特徴等の商品特性を有していること

イ 一定品質の確保

県民の信頼に応えることのできる統一の生産基準、出荷基準に関する規程等が設定され、これに基づき生産されていること

ウ 同一商品としての統一性の確保

商標、梱包容器等の外見の一体性を有し、虚偽表示、誇大表示等がなく消費者にとって有意な表示がされていること

エ 販売情報の提供

県民に対し、販売場所及び販売時期等の情報の提供が可能であること

2 個別要件

(1) 野菜・豆類・米・果実・花き（食用のみ）

ア 持続農業法第2条に基づき農林水産省令で定める技術のうち、いずれかひとつを導入して栽培すること（ただし、神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針で技術が定められている作物別に技術が定められている場合はその技術を導入するものとする）

イ 農薬を使用した場合には、次の事項が防除履歴に記帳されていること

(ア) 作物名

(イ) 薬剤名

(ウ) 使用量及び希釈倍率

(エ) 使用日

(オ) 使用回数

(カ) 収穫日

ウ かながわブランド品として登録決定された品目を所管する団体（以下、「登録団体」という。）は、登録品目ごとにイの各項目が防除履歴に記帳されていることを年1回確認し、毎年3月末までに「防除履歴等の点検結果の報告について（様式2号）」を協議会長に提出すること

(2) 林産品（食用きのこ）

ア 農薬を使用した場合には、次の事項が防除履歴に記帳されていること

(ア) 作物名

(イ) 薬剤名

(ウ) 使用量及び希釈倍率

(エ) 使用日

(オ) 使用回数

(カ) 収穫日又は発生日（これにより、使用時期が定められているものに限る。）

イ 登録団体は、登録品目ごとにアの各項目が防除履歴に記帳されていることを年1回確認し、毎年3月末までに「防除履歴等の点検結果の報告について（様式2号）」を協議会長に提出すること

(3) 畜産品

ア 使用する動物用医薬品について、次の事項が記帳されていること

(ア) 使用年月日、場所、頭羽数及び特徴

(イ) 医薬品名

(ウ) 医薬品を使用した用法及び用量

(エ) 休薬期間に基づき、その医薬品を使用した動物を食用にするためにと殺、出荷することができる年月日

(オ) 出荷日

イ 登録団体は、登録品目ごとにアの各項目が記帳されていることを年1回確認し、毎年3月末までに「防除履歴等の点検結果の報告について（様式2号）」を協議会長に提出すること

(4) 農産加工品

ア 主な原材料が県内産（「第2 申込資格」第1項(6)により申込資格を有する者が登録審査申込みを行う場合は、かながわブランド品。）で、その原材料に農薬を使用した場合には、次の事項が記帳されていること

(ア) 作物名

(イ) 薬剤名

(ウ) 使用量及び希釈倍率

(エ) 使用日

(オ) 使用回数

(カ) 出荷日

イ 登録団体は、登録品目ごとにアの各項目が記帳されていることを年1回確認し、毎年3月末までに「防除履歴等の点検結果の報告について（様式2号）」を協議会長に提出すること

(5) 水産品・水産加工品

ア 県内で水揚げされた水産物及び水産加工品であること（「第2 申込資格」第1項(6)により申込資格を有する者が登録審査申込みを行う場合は、主な原材料がかながわブランド品であること。）

イ 品質管理策として、次のいずれかに取り組んでいること

(ア) 鮮度管理（活けず、冷海水、魚槽温度管理等）

(イ) 衛生管理（殺菌海水、施設の抗菌化等）

(ウ) 品質管理（選別、傷魚の除去等）

(エ) 生産履歴の記帳（養殖のみ）

(オ) その他

ウ 登録団体は、登録品目ごとにイの各項目のいずれかが取り組まれていることを年1回確認し、毎年3月末までに「防除履歴等の点検結果の報告について（様式2号）」を協議会長に提出すること

エ 品名・保存方法等関係法令に準拠する表示義務事項を販売時の統一表示として、次のいずれかに取り組んでいること

(ア) 容器に表示

(イ) シール、カード等の添付

(ウ) その他（販売店にPOPを表示等）

3 その他

防除履歴等の点検時期は、次のとおりとする

(ア) 野菜・豆類・米・果実・花き（食用のみ） 初出荷時

(イ) 林産品（食用きのこ） 春～秋期の巡回指導時

(ウ) 農産加工品・水産加工品 製造のための初出荷時

(登録審査の申込み)

第4 登録希望団体は、「かながわブランド品登録審査申込書（様式3号）」に所要事項を記載のうえ、協議会長に登録審査申込みを行うこととする。

2 「第2 申込資格」第1項(6)の規定により登録審査申込みを行う登録希望団体については、あわせて、様式1号を協議会長に提出しなければならない。

(登録審査申込みの受付期間)

第5 協議会は、随時登録審査申込みを受け付ける。

(登録の決定)

第6 協議会は、登録審査申込みのあった品目について、別に定める審査会の意見を踏まえ、所要事項の確認及び検討を行ったうえで、登録を決定し、速やかに登録希望団体に通知する。

2 登録決定品目については、登録決定後最初に開かれる協議会総会で報告するものとする。ただし、かながわブランド品として登録する日は、登録を決定した日とする。

3 協議会は、複数の登録希望団体から同一品目について登録審査申込みがあった場合には、原則として個別登録を行うこととするが、表示及び周知の方法等について条件を付すことができる。

(登録期間)

第7 登録した品目の登録期間は、登録した日から5年とする。

2 登録団体が、登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間の満了の3月前までに様式第3号により協議会長に改めて登録審査申込みを行うこととする。

(かながわブランド品の表示)

第8 登録団体は、かながわブランド品について、「かながわブランドマーク（別記。以下、「マーク」という。）」を必ず表示することとし、印刷物等への展開には清刷りを使用し、統一イメージの向上及び浸透を図るものとする。

2 登録団体は、上記の表示項目以外のものについても、創意工夫により表示内容を付加できる。ただし、曖昧な表現、誤解を招くような表現等を行わないこととする。

3 登録団体は、かながわブランド品の流通形態に応じ、容器包装類、チラシ類、掲示物、その他の媒体を有効に活用して表示を実施する。なお、従来の表示を行っている資材については、更新時に順次新たな表示への切替えを実施することとする。

4 マークの使用については、別途「かながわブランドマーク使用要領」に定めるものとする。

(登録団体の責務)

第9 登録団体は、前条に定めるかながわブランド品へのマーク表示による生産及び販売

活動を展開するとともに、協議会事業に努めて協力しなければならない。

- 2 登録団体は、毎年3月末までに、かながわブランド品の生産及び販売活動に関する事項について、「かながわブランド品の生産及び販売活動の報告について、(様式4号)」により協議会長に報告しなければならない。

(登録の抹消)

- 第10 協議会は、登録期間内であっても、登録団体の生産及び販売活動への取組状況、県民からの苦情又はかながわブランド品(加工品)の主な原材料となるかながわブランド品の登録が抹消となること等によって、申込資格又は登録要件に合致しないと認められる時は、審査会の意見を踏まえ、かながわブランド品の登録を抹消することができる。
- 2 協議会は、登録の抹消に当たっては、事前に当該登録団体及び関係者に対し必要な調査、意見聴取等を行わなければならない。
 - 3 協議会は、抹消を行った時は速やかに登録団体に通知し、通知を受けた登録団体は、ただちに、登録抹消された品目について、マーク表示の削除を始めとするかながわブランド品対象外としての措置を講じなければならない。この場合において、登録団体に損害が生じた場合は、すべて当該登録団体の負担とし、協議会はその責を負わない。
 - 4 抹消した品目については、登録抹消後最初に開かれる協議会総会で報告するものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、かながわブランド品の登録に関して疑義が生じた場合は、審査会の判断のもと、事務局が処理することとし、その結果を処理後最初に開かれる協議会総会で報告するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月25日から施行する。

ただし、「第7 登録期間」の規定に関わらず、平成19年の登録基準年を平成20年まで延長し、平成20年以降は、5年ごとに新たな登録基準年を設ける。

附 則

この要領は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 この要領の改正施行の際、既に登録されているかながわブランド品については、23年度末まで登録品として有効とする。
- 3 前項のかながわブランド品のうち、23年度末までに第4条に規定する登録審査申込みをした商品については、登録の可否を決定するまでは登録品として有効とする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

